

	制度名	融資限度額	融資期間(運転)	金利/年	信用保証料/年	相談窓口	申込要件	備考	
埼玉 県 制 度 融 資	経営安定資金 (大臣指定貸付・災害復旧関連) (新型コロナウイルス特例) (R2.4月～)	1億6000万円	10年(据置3年)	0.5%以内	0.8%以内	地域金融機関	・セーフティネット保証4号が必要 【認定基準】 最近1か月の売上等が20%以上減少(前年同月比) かつ、その後2か月を含む3か月間の売上等が20%以上減少見込み(前年同月比)	・セーフティネット保証4号の指定期間は令和2年6月1日まで ・県内で客観的に事業に着手していると認められれば、1年以上事業を営んでいることを要しない。 ・R2.3.31以前実行分についても金利引き下げとなる予定	
	経営安定資金 (大臣指定貸付・特定業種関連) (新型コロナウイルス特例) (R2.4月～)	1億円	10年(据置3年)	0.6%以内	0.68%以内		・セーフティネット保証5号が必要 【認定基準】 最近3か月の売上等が5%以上減少(前年同月比) 【認定基準(特例)】 最近1か月の売上等が5%以上減少(前年同月比) かつ、その後2か月を含む3か月間の売上等が5%以上減少見込み(前年同月比)	・県内で客観的に事業に着手していると認められれば、1年以上事業を営んでいることを要しない。 ・R2.3.31以前実行分についても金利引き下げとなる予定	
	経営あんしん資金(新型コロナウイルス特例) (R2.4月～)	1億円	10年(据置3年)	0.8%以内	0.45%～1.64%以内		以下のいずれかに該当すること。 ・最近3か月の平均売上高等が減少している(前年同月比) ・今後3か月の平均売上高等が減少見込みである(前年同月比) ・最近1か月の売上高等が減少している(前年同月比) ・今後1か月の売上高等が減少見込みである(前年同月比) 【創業後1年未満、または事業拡大等により前年同月と比較が困難な場合】 ・最近1か月の売上等が減少している(対・最近3か月の平均売上高等) ・ " " (対・R1.10月～12月の平均売上高等) ・ " " (対・R1.12月の売上高等)	・R2.3.31以前実行分についても金利引き下げとなる予定	
	緊急借換資金 (R2.4月～)	1億5000万円	10年 (据置1年)	金融機関所定利率	備考参照		以下のすべてに該当すること ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月の売上高又は利益率が過去3年のうち、いずれかの同期と比較して減少している ・申込時において、融資実行日から1年以上経過している対象資金の融資残高がある ・利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ返済の見込みが十分にある ・借換後の毎月の元金返済額が、借換前の元金返済額よりも少なくなる	R2.9.30までに融資が実行される必要あり 【信用保証料/年】 一般保証 0.45%～1.64%以内 セーフティネット保証4号 0.8%以内 セーフティネット保証5号 0.68%以内 危機管理保証 0.8%以内	
熊谷市 融 資 制 度	一般事業資金 (取扱期間 R2.4.1～R2.9.30)	5000万円	10年以内 (据置6か月)	1.7%	0.45～1.59%	熊谷市 商工業振興課 TEL: 524-1111【代表】 524-1470【直通】		【利子補助制度】 令和2年4月1日～9月30日までの申込に係る融資について、貸付日から3年以内の間、支払利子の50%以内を補助。 その後の2年間は、支払利子の25%以内を補助。 【信用保証料補助制度】 期限内に完済後補助。(貸付元金2,000万円を限度)	
	緊急経営安定資金 (取扱期間 R2.4.1～R2.9.30)	300万円	1年以内	1.25%(信用保証あり) 1.75%(信用保証なし)	申込者と金融機関の協議による			【利子補助制度】 令和2年4月1日～9月30日までの申込に係る融資について、支払利子の全額を補助。	
日本 政 策 金 融 公 庫	セーフティネット貸付	4800万円	8年以内	基準利率 (R2.4.1現在 2.16%～)	日本政策金融公庫 熊谷支店 (TEL: 521-2731) 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	【特別利子補給制度】 以下の要件を満たす場合に利子補給を実施 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る): 要件なし ②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少 ※小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 期間: 借入後当初3年間 補給対象上限: 1億円(中小企業)、3,000万円(国民生活)		
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	6000万円 (国民生活事業) 3億円 (中小企業事業)	15年以内 (据置5年以内)	3000万円以内の部分(国民生活) 1億円以内の部分(中小企業) ↓ 当初3年間 基準利率-0.9% 4年目以降 基準利率 3000万円を超える部分(国民生活) 1億円を超える部分(中小企業) ↓ 基準利率 (基準利率…R2.4.1現在1.36%～)				新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%
	衛生環境激変対策特別貸付	1,000万円 (旅館業は3,000万円)	7年以内	基準利率				最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したものであって、売上減少申告書等を提出できる者	既存借入を本制度で借換することは不可
	新型コロナウイルス対策マル経 (取扱期間 R3.3.31まで)	1000万円	7年以内 (据置3年以内)	当初3年間 特別利率F(※)-0.9% 4年目以降 特別利率F (※R2.4.1現在 1.21%)				熊谷商工会議所	
商 工 中 金	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度) (取扱期間 R2.4月中旬～)	3億円	15年以内 (据置5年以内)	当初3年間 基準金利(※)-0.9% 4年目以降 基準金利 (※R2.3.19現在 1.11%) (利下げ限度額: 1億円)	商工組合中央金庫 熊谷支店 (TEL: 525-3751) 相談窓口ダイヤル 0120-542-711	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	【利子補給制度】 ①残高1億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給 ②残高3億円まで、「商工中金所定の利率>日本政策金融公庫の基準利率」の場合、その差分を利子補給 【特別利子補給制度】 適用要件は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(日本政策金融公庫)と同様 期間: 借入後当初3年間 補給対象上限: 1億円		